

令和元年度

# 事業概要

沖縄県身体障害者更生相談所  
沖縄県知的障害者更生相談所

総務係 : 098-886-2241

相談判定班 : 098-886-2115

FAX : 098-886-7990

# 目 次

## 第1章 概要

1 設置目的	1
2 沿革	1
3 施設の概要	2
4 組織と所掌事務	4

## 第2章 身体障害者更生相談所

1 設置目的	5
2 主な業務内容	5
3 業務の流れ	6
4 相談・判定件数の推移	8
5 自立支援医療(更生医療)の判定状況	9
6 補装具の判定状況	10
7 市町村別自立支援医療・補装具の判定状況	13
8 身体障害者手帳交付状況	14
9 巡回相談実施状況	17
10 在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況	17
11 補助犬給付事業	17
12 市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況	18

## 第3章 知的障害者更生相談所

1 名称及び所在地	19
2 組織	19
3 相談業務の内容	19
4 業務の実施体系	20
5 相談・判定状況	21

# 第 1 章 概 要

## 1. 設置目的

身体障害者更生相談所は、医師、理学療法士、作業療法士等の専門職員や各種検査設備などを備えて、身体障害者の更生援護に関し、専門的な立場から総合的に判定するとともに、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他必要な支援に関する業務を行う。

知的障害者更生相談所は、医師、心理判定員を備えて、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識及び技術を必要とする相談、支援のうち医学的、心理的及び職能的判定を行うこと並びに更生援護に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な支援に関する業務を行う。

## 2. 沿 革

- 昭和26年 8月： 沖縄群島政府厚生部により盲ろうあ者福祉施設として沖縄盲ろうあ学校が設立され、盲ろうあ者32人が入所する。
- 昭和28年11月： 琉球政府立法81号により、身体障害者福祉法が制定公布され、身体障害者更生相談所の設置が義務づけられる。行政主席の権限に属する事務の全部又は一部を更生相談所の長又は福祉事務所の長に委任することができると規定される。
- 昭和28年11月： 身体障害者福祉法及び児童福祉法の施行に伴い、沖縄盲ろうあ学校は身体障害者更生援護施設並びに盲ろうあ児施設として、沖縄盲ろう学園となる。
- 昭和29年 7月： 琉球教育法(布令)の制定(昭和27年2月28日)に伴い、沖縄盲ろう学園と沖縄盲ろう学校に分離され、学校教育については文教局に移管、沖縄盲ろう学園は社会局所管となったが、文教局移管後同学園の寮舎に通学困難な児童89人を収容保護することになった。
- 昭和35年 4月： 沖縄盲学校、沖縄ろう学校の設備の充実に伴い、通学困難なため、収容保護されていた児童は両校へ移管(一部の児童は盲ろうあ児施設に入所継続)され、沖縄盲ろう学園は純然たる社会福祉施設となる。
- 昭和39年 6月： 盲ろうあ児施設に一部入所保護されていた児童が沖縄盲学校及び沖縄ろう学校に全員移管されたため、昭和40年3月厚生局組織規則の改正により盲ろうあ児施設が廃止され、厚生養護課は厚生課に改称される。
- 昭和40年 7月： 厚生局組織規則の改正により、沖縄盲ろう学園は沖縄身体障害者更生指導所に改称され、失明者更生施設、ろうあ者更生施設のほか新たに肢体不自由者更生施設が併置され、庶務課・指導課・職能課の三課が設置される。
- 昭和41年 8月 厚生局組織規則(規則第130号)の一部改正により、沖縄身体障害者更生相談所が厚生局の附属機関として設立される。同年12月23日、職員5名(所長、庶務課長、判定指導課長、ケースワーカー2名)で業務を開始する(沖縄身体障害者更生指導所と並んで設置)。
- 昭和44年 9月： 琉球政府立法160号により、精神薄弱者福祉法が施行され、精神薄弱者更生相談所の設置が義務づけられる(第8条)。附則により(精神薄弱者更生相談所の業務の特例として)、第8条の規定にかかわらず、当分の間、精神薄弱者更生相談所の業務は、身体障害者更生相談所が行うものとし、身体障害者更生相談所は、この立法の規定による精神薄弱者更生相談所とみなされた。
- 昭和44年11月： 厚生局組織規則(規則第175号)の一部改正により、身体障害者更生相談所が精神薄弱者更生相談業務を分掌する。所内機構を改革し判定指導課は更生第一課(身体障害者更生相談業務)となり、更生第二課(精神薄弱者更生相談業務)が新設される。
- 昭和45年 2月： 身体障害者更生相談所において、精神薄弱者更生相談業務が開始される。
- 昭和45年11月： 重度身体障害者援護施設(定員50人)が開設される。
- 昭和47年 5月： 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県庁が発足する。条例第14号(沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例)により沖縄身体障害者更生指導所が沖縄県立身体障害者更生指導所に改称されると同時に、沖縄県身体障害者更生相談所が附置される。一方、沖縄県精神薄弱者更生相談所は沖縄県中央児童相談所に附置される。
- 昭和49年 4月： 沖縄県規則第18号(沖縄県行政組織規則)の改正により、失明者更生施設、ろうあ者更生施設が廃止され、純然たる肢体不自由者(重度肢体)を対象にした身体障害者更生援護施設となる。
- 昭和49年11月： 沖縄県療育手帳制度規程により、沖縄県療育手帳制度要綱が定められる。

- 昭和55年 3月： 沖縄県立身体障害者更生指導所の本館管理棟が完成する。
- 昭和57年 3月： 国際障害者年記念事業としてグラウンドが完成する。
- 昭和58年 3月： 身体障害者訓練棟が完成する。
- 昭和60年10月： 職業訓練作業場、日常動作訓練教室(ADL)相談判定課の判定室、待合室の改築が行われる。
- 昭和62年 3月： 第23回全国身体障害者スポーツ大会かりゆし大会記念事業としてアーチェリー場が完成する。
- 平成 5年 4月： 沖縄県行政組織規則の改正により、附置機関が沖縄県立身体障害者更生指導所から沖縄県身体障害者更生相談所に変更される。
- 平成12年 3月： 沖縄県精神薄弱者更生相談所を沖縄県知的障害者更生相談所に名称変更する。
- 平成14年 4月： 沖縄県行政組織規則の改正により沖縄県知的障害者更生相談所が沖縄県中央児童相談所から沖縄県身体障害者更生相談所に附置される。
- 平成16年 4月： 身体障害者補助犬に関する事務が加わる。
- 平成17年 4月： 身体障害者手帳交付事務が本庁主管課より相談判定課に事務移譲される。また、知的障害者援護施設の入所調整事務が各圏域の福祉保健所より更生相談所に事務移譲される。
- 平成18年 4月： 県行政組織規則の改正により、次長職が廃止となり、課制度から班制度になったことにより庶務課が管理班、訓練指導課が訓練指導班、相談判定課が相談判定班になる。
- 平成18年 6月： 6月議会において沖縄県立身体障害者更生指導所の廃止が決定。
- 平成19年 3月： 「沖縄県立身体障害者更生指導所のあゆみ」発刊、沖縄県立身体障害者更生指導所3月31日閉所。
- 平成19年 4月： 沖縄県立身体障害者更生指導所の廃止に伴い、県行政組織規則の改正で「管理班」は「庶務スタッフ」となる。
- 平成19年 8月： 沖縄県身体障害者更生相談所は那覇市の街路工事に伴い、首里厚生園(現首里偕生園)の敷地内に事務所を移転。
- 平成25年 4月： 那覇市の中核市移行に伴い、身体障害者手帳交付事務を移管する。
- 平成28年 4月： 組織編成に伴う県行政組織規則の改正で「庶務スタッフ」は「総務係」となる。

### 3. 施設の概要

#### (1)名称・所在地

沖縄県身体障害者更生相談所 〒903-0804  
 沖縄県知的障害者更生相談所 沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1

#### (2)敷地面積:1,298.750 m<sup>2</sup>

#### (3)建物面積 : 659.00 m<sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造

##### 内 訳

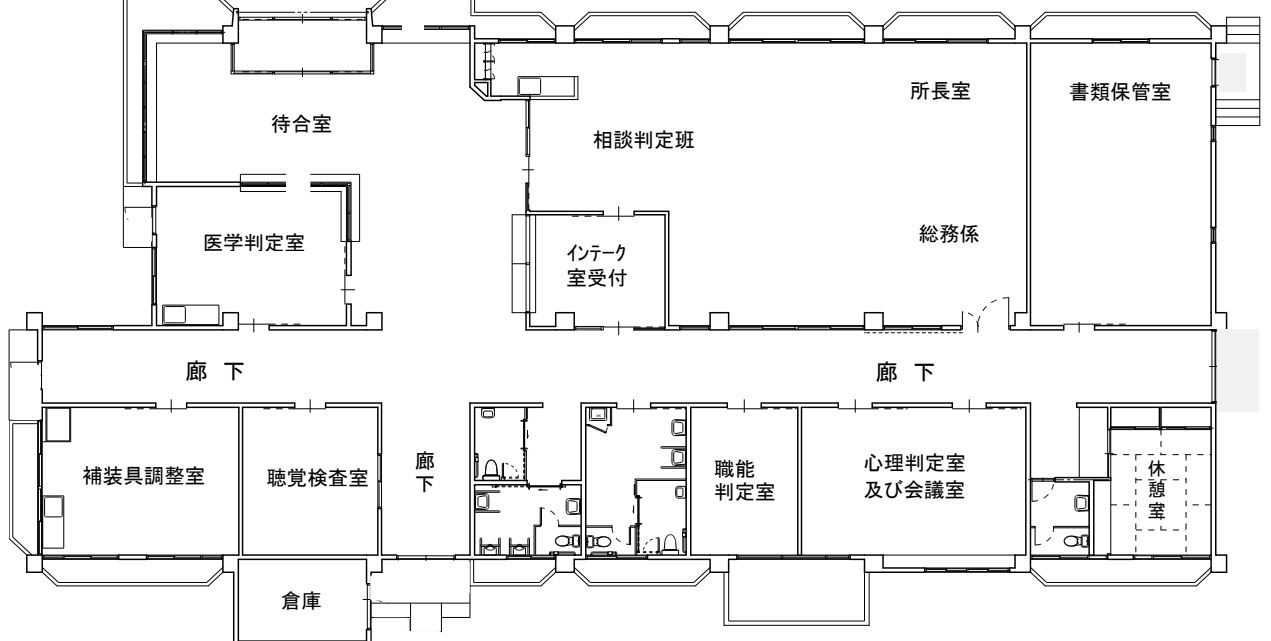
事 務 室	: 141.600 m <sup>2</sup>
書 類 保 管 室	: 60.000 m <sup>2</sup>
待 合 室	: 77.454 m <sup>2</sup>
イ ン テ ー ク 室	: 18.000 m <sup>2</sup>
医 学 判 定 室	: 31.500 m <sup>2</sup>
補装具調整及び装着室	: 34.450 m <sup>2</sup>
聴 覚 検 査 室	: 23.850 m <sup>2</sup>
職 能 判 定 室	: 19.080 m <sup>2</sup>
心 理 判 定 室	: 19.080 m <sup>2</sup>
会 議 室	: 20.140 m <sup>2</sup>
そ の 他	: 213.846 m <sup>2</sup>

# 沖縄県身体障害者・知的障害者更生相談所周辺地図



来客用駐車場

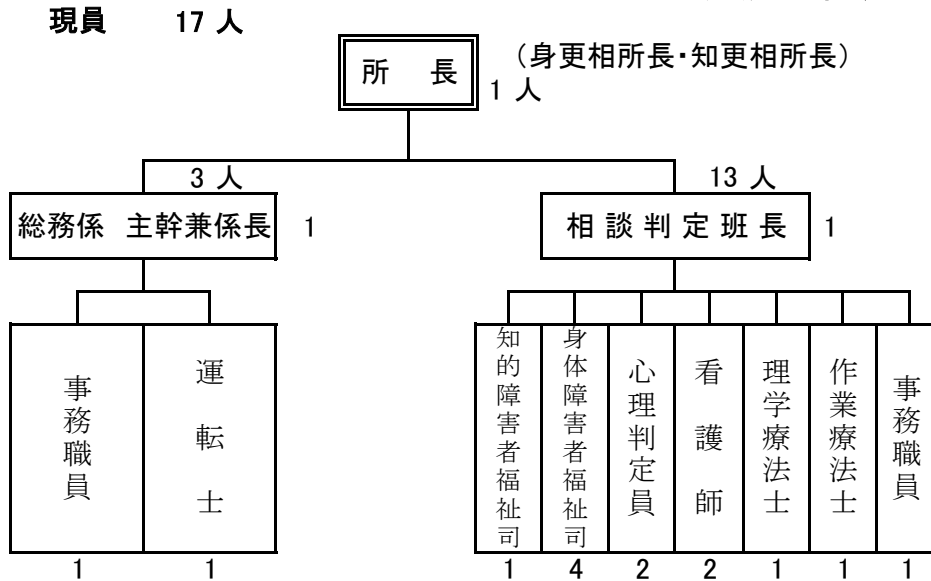
## 施設平面図



#### 4. 組織と所掌事務

##### (1) 職員 15人(定数)

(平成31年4月1日現在)



##### (2) 非常勤職員等 19人

###### 嘱託医師 17人

・内科医	2人
・整形・リハビリ医	4人
・耳鼻咽喉科医	3人
・眼科医	1人
・心臓外科医	2人
・泌尿器科医	1人
・腎臓内科医	1人
・精神科医	1人
・小腸外科医	1人
・呼吸器科医	1人

###### 一般職非常勤職員 2人

・事務補助	2人
-------	----

##### (3) 所掌事務 沖縄県行政組織規則 第147条

- (1) 身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等への入所等に係る市町村間の連絡調整に関する事。
- (2) 市町村、県福祉事務所に対する専門的な技術的援助及び助言に関する事。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害者福祉サービス事業者等に対する専門的な技術的援助及び助言に関する事。
- (4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事。
- (5) 補装具の処方適合判定及び装着訓練に関する事。
- (6) 巡回相談に関する事。
- (7) 地域リハビリテーション推進事業に関する事。
- (8) 身体障害者福祉に関する情報収集・調査研究に関する事。
- (9) 地域社会及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (10) 理学療法及び作業療法の企画及び指導に関する事。
- (11) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に基づく、総合的判定に関する事。
- (12) 知的障害者の更生相談に関する事。
- (13) 身体障害者補助犬に関する事。
- (14) 身体障害者手帳に関する事。
- (15) 身体障害者及び知的障害者の福祉に関し、介護給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関する事。
- (16) 身体障害者の福祉に関し、自立支援医療費の支給認定に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関する事。
- (17) 庶務に関する事(知的障害者更生相談所に関する事を含む)。

## 第2章 身体障害者更生相談所

### 1. 設置目的

身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援を行うことを目的として設置され、相談・判定業務及び市町村相互間の連絡調整業務を行う。

### 2. 主な業務内容

#### 1) 相談・判定業務

- ①身体障害者に係わる専門的な知識及び技術を必要とする相談・支援
- ②補装具支給の要否判定
- ③自立支援医療(更生医療)の要否判定
- ④補装具の処方及び適合判定

#### ◎相談日及び判定日

科 目	曜 日	時 間	
整形外科(リハビリテーション科)	月曜日・金曜日	13:00～17:00	月6回程度
耳 鼻 科	第3水曜日	13:00～17:00	月1回

※心臓外科・泌尿器科・眼科・内科(免疫、肝臓)・外科(小腸)は適宜書類判定を行う

#### 2) 身体障害者手帳交付業務

身体障害者手帳の等級認定及び交付事務を行う。

#### 3) 巡回相談及び訪問相談

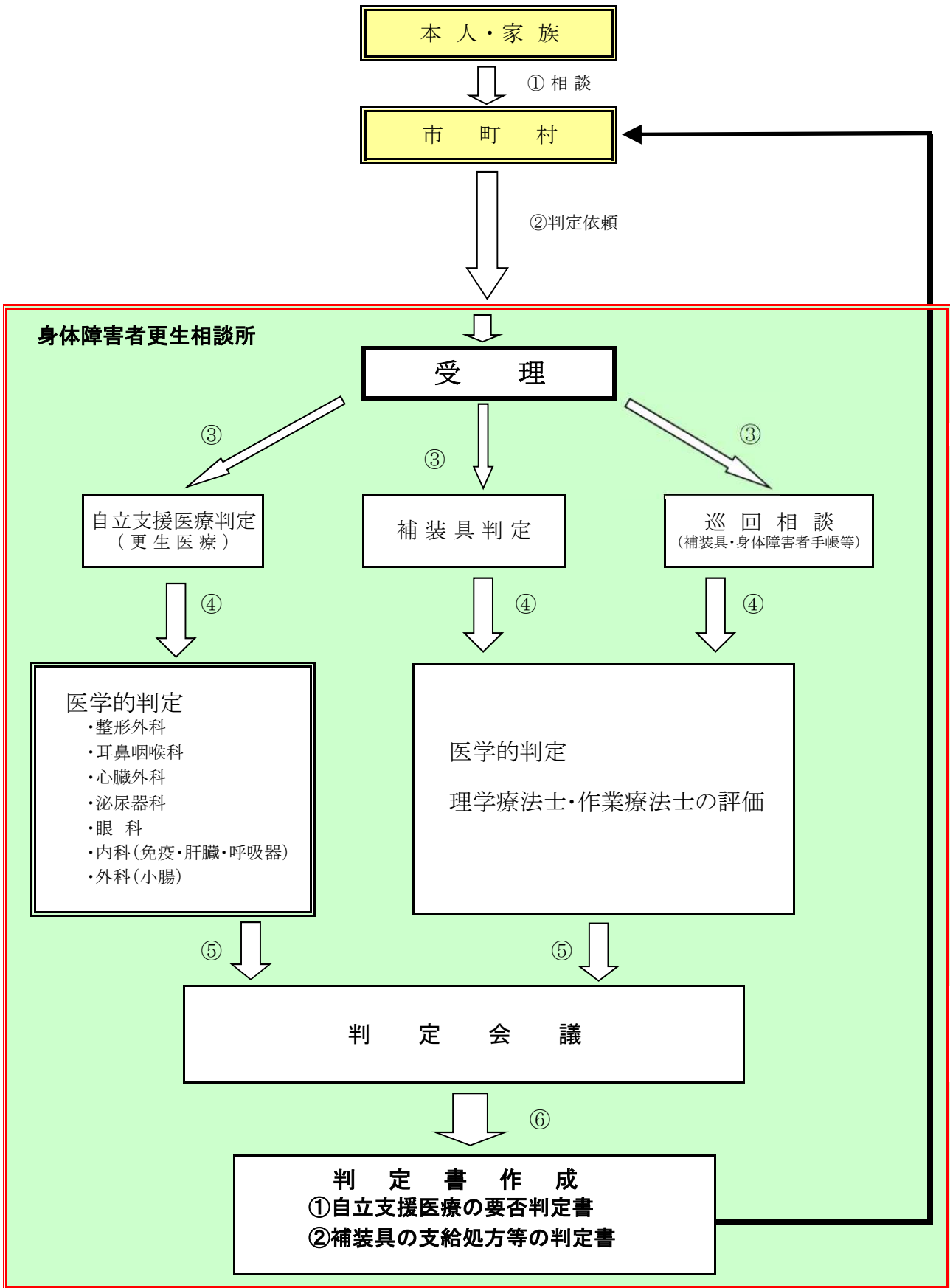
障害の状況や地理的状況により、来所が困難な対象者のニーズに応え、障害者福祉増進を図るための相談に応じる。

#### 4) 市町村間の連絡調整等

- ①市町村に対する情報の提供及び専門的技術的援助及び支援等を行う。
- ②市町村職員、施設職員、その他の身体障害者支援に関わる地域の専門職員に対する研修の企画・実施を行う。

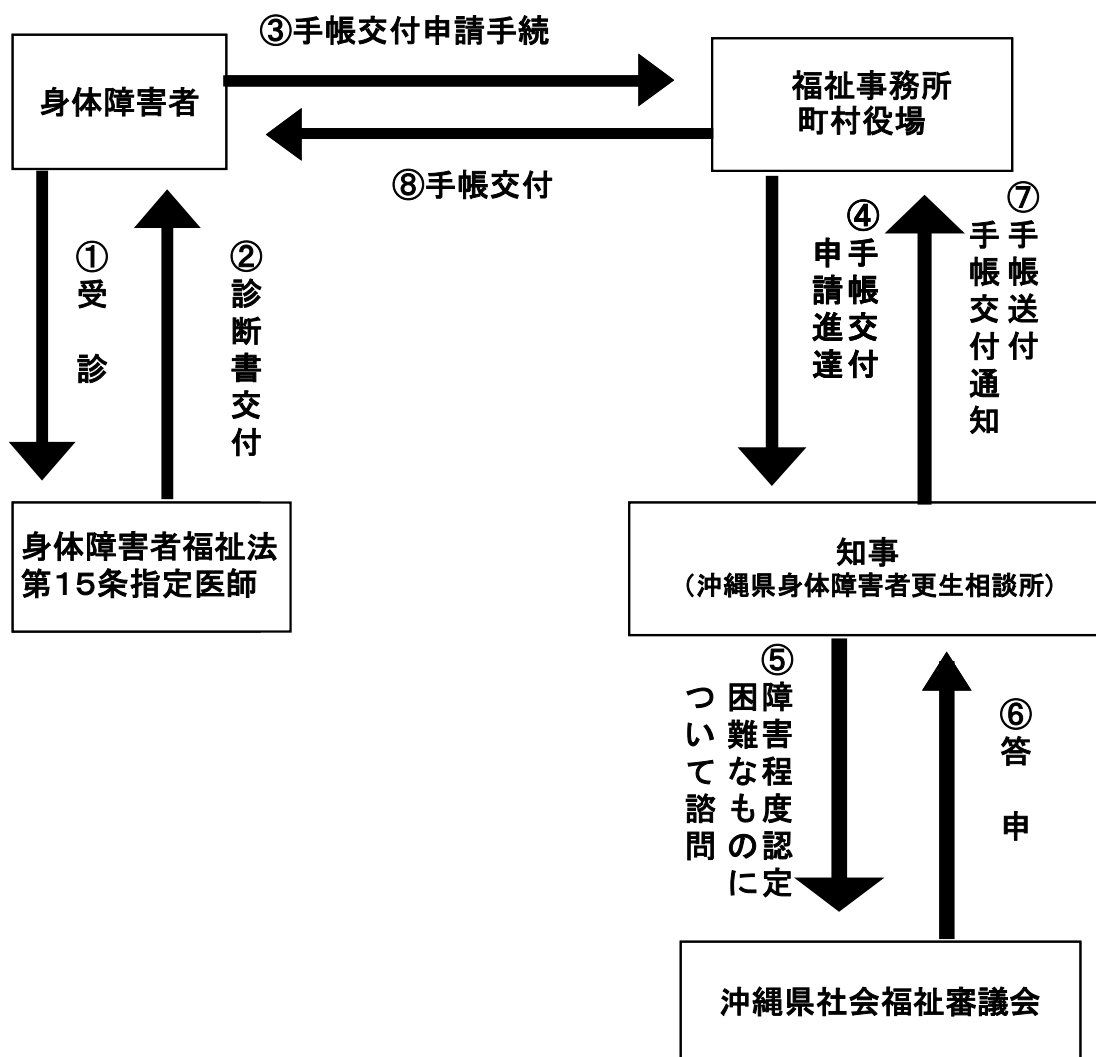
### 3. 業務の流れ

#### 1) 更生医療・補装具・巡回相談





## 2) 身体障害者手帳交付



### ※ 交付申請手続

- 1 知事の指定する医師を受診し、「診断書・意見書」の交付を受ける。
- 2 福祉事務所長を経由して知事に申請する。ただし、福祉事務所を設置していない町村居住者は、町村長を経由して知事に申請する。
- 3 15歳未満の者については保護者が代わって申請する。

(イ) 提出書類：身体障害者手帳交付申請書 1通  
指定医師の診断書・意見書 1通  
写真(たて4cm、よこ3cm) 1枚

(ロ) 提出先：居住地の市福祉事務所又は町村役場

### 身体障害者福祉法施行令 (身体障害者手帳の交付の経由等)

第8条 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した福祉事務所長の又は町村長を経由して行わなければならない(略)

#### 4. 相談・判定件数の推移

年度	相談別	取扱実人員	相談内容						判定内容						判定書 交付件数	
			更生医療	補装具	身障手帳	職業	施設	生活	その他	計	手帳交付 要否診断	医学判定		その他		計
												更生医療	補装具			
26 年度	来所	18,360	3,982	1,410	10,699					16,091	4,579	3,811	1,427		9,817	9,907
	巡回	88		25	41				22	88	41		25		66	33
	在宅															
	計	18,448	3,982	1,435	10,740	0	0	0	22	16,179	4,620	3,811	1,452	0	9,883	9,940
27 年度	来所	18,138	4,032	2,074	10,445					16,551	4,178	3,628	1,443		9,249	8,716
	巡回	65		34	49			29	112	49		16		65	35	
	在宅															
	計	18,203	4,032	2,108	10,494	0	0	0	29	16,663	4,227	3,628	1,459	0	9,314	8,751
28 年度	来所	18,746	4,150	2,070	10,298					16,518	5,279	3,901	1,444		10,624	9,796
	巡回	42		27	22			36	85	22		8		30	13	
	在宅															
	計	18,788	4,150	2,097	10,320	0	0	0	36	16,603	5,301	3,901	1,452	0	10,654	9,809
29 年度	来所	18,814	4,096	1,455	10,672					16,223	5,104	3,813	1,545		10,462	10,248
	巡回	53		23	47			39	109	47		17		64	18	
	在宅															
	計	18,867	4,096	1,478	10,719	0	0	0	39	16,332	5,151	3,813	1,562	0	10,526	10,266
30 年度	来所	12,952	2,119	1,513	9,103					12,735	3,543	2,036	1,507		7,086	7,432
	巡回	66		25	44			46	115	44		25		69	16	
	在宅															
	計	13,018	2,119	1,538	9,147	0	0	0	46	12,850	3,587	2,036	1,532	0	7,155	7,448

※補装具の相談内容には実人員、判定内容には一人に付き複数判定を行う場合があるため、実人数と異なる。  
 ※平成26年度には、那覇市の中核市移行に伴い身体障害者手帳台帳(約17,000件)を移管した。また台帳登録者調査に基づいて過去死亡者の未報告分(約6,500件)を削除した。

※更生医療事務取扱要領の改正(H30年度より施行)により、平成30年度の相談及び判定件数が減少した。

## 5. 自立支援医療(更生医療)の判定状況

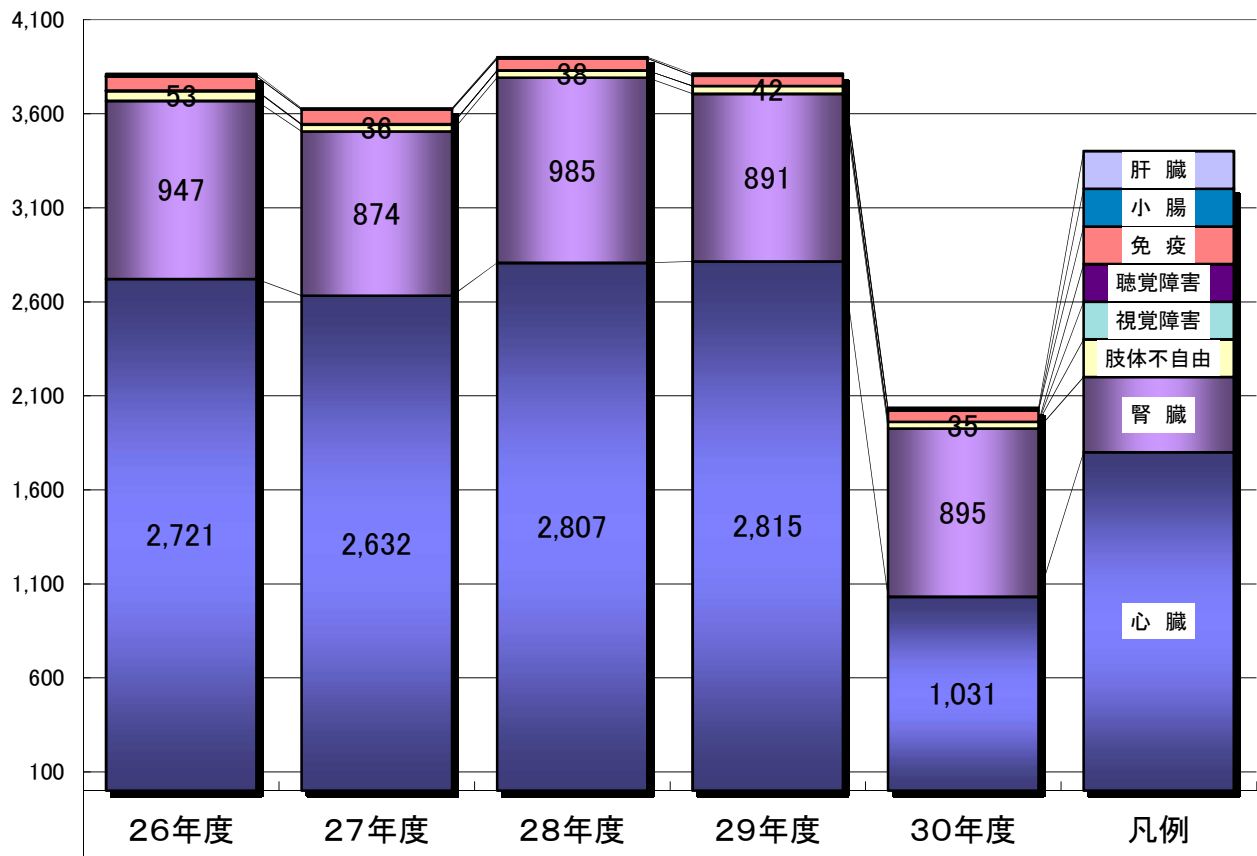
自立支援医療(更生医療)判定件数の推移

(件)

区分	判定件数				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計	3,811	3,628	3,901	3,813	2,036
心臓	2,721	2,632	2,807	2,815	1,031
腎臓	947	874	985	891	895
肢体不自由	53	36	38	42	35
視覚障害	1	0	0	0	0
聴覚障害(音・言)	2	3	0	0	0
免疫	74	77	64	54	61
小腸	1	0	0	0	0
肝臓	12	6	7	11	14

※更生医療事務取扱要領の改正(H30年度より施行)により、平成30年度の心臓機能障害の判定件数が減少した。

自立支援医療(更生医療)判定件数の推移(グラフ)



## 6. 補装具の判定状況

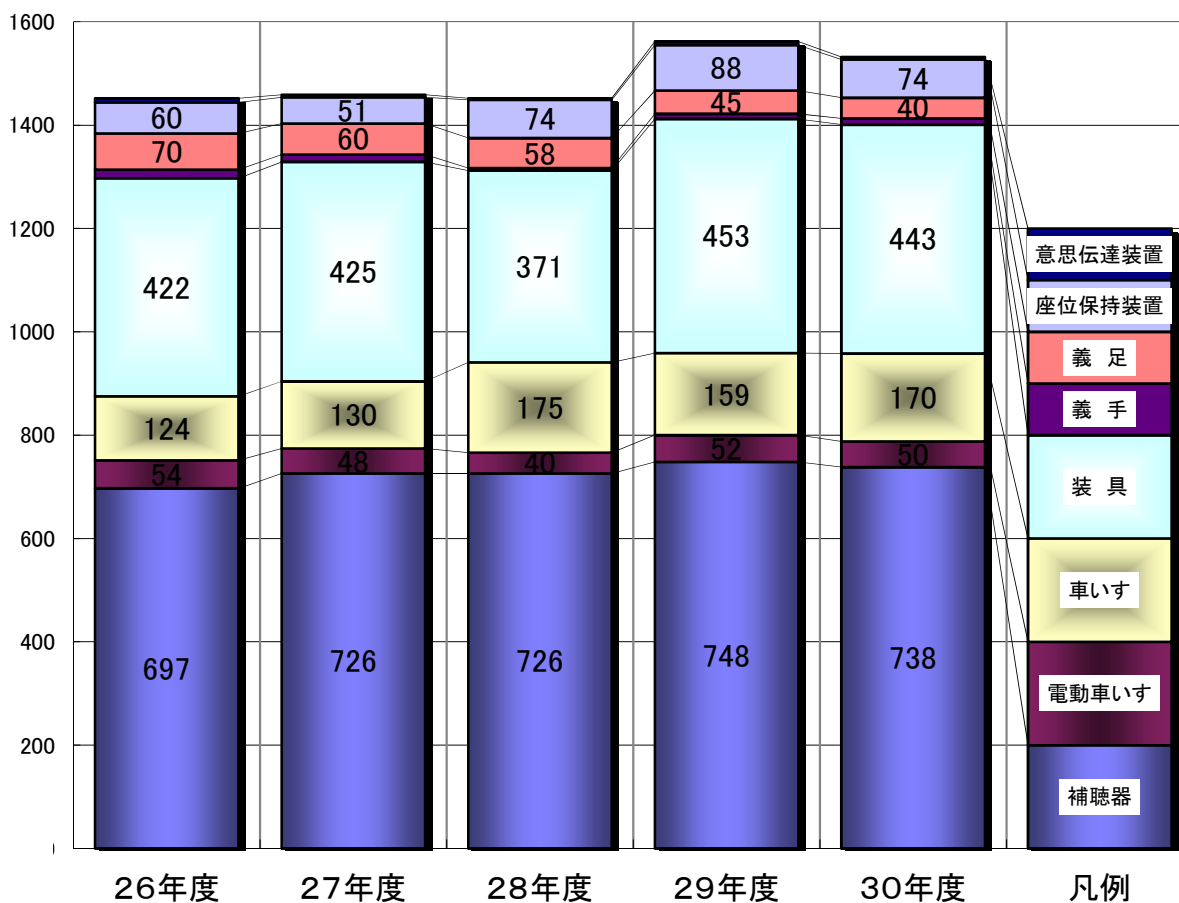
### 1) 補装具の種目別判定件数の推移

(件)

区 分	判 定 件 数				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
合 計	1,452	1,459	1,452	1,562	1,532
補 聴 器	697	726	726	748	738
電動車いす	54	48	40	52	50
車いす	124	130	175	159	170
装 具	422	425	371	453	443
義 手	17	14	5	10	12
義 足	70	60	58	45	40
座位保持装置	60	51	74	88	74
重度障害者用 意思伝達装置	8	5	3	7	5

※一人につき複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

### 補装具の種目別判定件数の推移（グラフ）



2) 補装具の種目別判定件数

	種 目	件 数		種 目	件 数
義 手	上腕義手	1	車いす	普通型	89
	肘義手	0		リクライニング普通型	4
	前腕義手	6		手動リフト普通型	0
	肩義手	0		片手駆動型	1
	その他	5		テイルト・リクライニング式普通型	5
	非該当	0		手押し型	4
					リクライニング手押し型
	小 計	12		テイルト・リクライニング式手押し型	43
義 足	大腿義足	7	座位保持装置	特例補装具	1
	股義足	0		その他	7
	膝義足	0		非該当	2
	下腿義足	28			
	その他	4		小 計	170
	非該当	1			
					座位保持装置(車いす付き)
	小 計	40		座位保持装置(電動車いす付き)	8
装 具	長下肢装具	11	補聴器	その他	15
	膝装具	12		非該当	0
	短下肢装具	284		小 計	74
	足底装具	10		高度難聴用ポケット型	26
	靴型装具	64		高度難聴用耳かけ型	454
	上肢装具	13		重度難聴用ポケット型	9
	体幹装具	11		重度難聴用耳かけ型	226
	その他	0		骨導式	1
	非該当	38		耳あな型	5
				FM補聴器	0
	小 計	443	特例補装具	1	
電動 車いす	電動普通型	6	重度障害 者用意思 伝達装置	その他	1
	電動リクライニング式普通型	8		非該当	15
	電動リフト式普通型	4			
	簡易型	25		小 計	738
	特例補装具	1		意思伝達装置	5
	その他	5		非該当	0
	非該当	1			
				小 計	5
	小 計	50	合 計	1,532	

※一人につき複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

3) 補装具判定の原因別推移

聴覚・音声言語障害

(人)

原因別	年度別				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
戦 傷 戦 災	2	1	1	1	2
交 通 事 故	1	0	0	1	1
一 般 事 故	0	0	0	0	0
先天性疾病(風疹)	21	18	22	13	6
先 天 性 ろ う あ	17	5	8	27	11
中 耳 炎	233	248	230	228	244
脳 血 管 障 害	0	0	2	2	1
ス ト マ イ 難 聴	0	1	0	0	1
老 人 性 難 聴	94	88	95	133	128
そ の 他 の 疾 病	239	229	218	243	204
原 因 不 明	150	143	145	107	143
合 計	757	733	721	755	741

※ 聴覚・音声言語障害の場合、左右の耳で原因が異なることがあるため、補聴器判定数(9・10ページ)と一致しない。

肢体不自由

(人)

原因別	年度別					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
脳 血 管 障 害 等	274	249	242	258	272	
頭 部 外 傷	22	12	12	21	24	
脳 性 麻 痺	118	134	143	158	163	
ポ リ オ	4	9	4	8	1	
関 節 リ ウ マ チ	9	7	10	6	11	
リウマチ以外の免疫疾患	0	3	1	0	1	
骨・関節疾患	32	24	22	23	37	
切 断	戦 傷 ・ 戦 災	5	4	2	2	5
	事 故	20	20	19	21	9
	血 行 障 害	24	26	31	19	25
	そ の 他	13	13	13	12	2
脊 髄 ・ 脊 椎 疾 患	事 故	20	20	18	24	24
	疾 病	43	26	20	19	12
	そ の 他	12	10	3	2	7
神 経 ・ 筋 疾 患	41	22	29	28	46	
内 部 障 害	6	4	1	3	3	
ハ ブ 咬 傷	1	1	2	1	2	
先 天 性	22	10	8	19	17	
そ の 他	25	43	60	61	34	
合 計	691	637	640	685	695	

※ 肢体不自由の場合、障害部位により原因疾患が異なることがあるため、補装具判定数(9・10ページ)と一致しない。

## 7. 市町村別自立支援医療・補装具の判定状況

(件)

	自立支援医療(更生医療)									補装具								
	心臓	腎臓	肢体	視覚	免疫	聴覚	小腸	肝臓	計	補聴器	電動車いす	車いす	装具	義肢	座位保持装置	意思伝達装置	その他	計
糸満市	37	150	1		3			3	194	26	1	12	12		6			57
豊見城市	32	90	2		3			2	129	17		10	21		3	1		52
那覇市	304	129	19		15			1	468	153	9	35	96	9	18			320
浦添市	109	39			3			1	152	64	7	8	33	7	8	1		128
宜野湾市	71	40			7				118	50	5	8	25	4	11			103
沖縄市	102	62	2		6			1	173	71	6	14	49	5	4	1		150
うるま市	70	102	2		3			2	179	76	5	19	35	2	6			143
南城市	31	25			2				58	24	2	10	10	4	2			52
名護市	20	29	1		4				54	13	5	6	19	1	4			48
宮古島市	19	29	1		1			1	51	63	2	3	17	3				88
石垣市	17	24	1		1			1	44	27		10	15	1				53
<b>市部計</b>	<b>812</b>	<b>719</b>	<b>29</b>	<b>0</b>	<b>48</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>1,620</b>	<b>584</b>	<b>42</b>	<b>135</b>	<b>332</b>	<b>36</b>	<b>62</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>1,194</b>
国頭村	4		1						5	1		1	4					6
大宜味村	2								2	2		1						3
本部町	5	17			2				24	4	1	4	3	2		1		15
東村	1	2							3					1				1
伊江村	3	22							25	1	1		3		1			6
今帰仁村	1	4							5	3	2	1	1		1			8
伊是名村									0	1		1			1			3
伊平屋村	1								1	6			4					10
<b>北部計</b>	<b>17</b>	<b>45</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>65</b>	<b>18</b>	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>52</b>
宜野座村	6	2							8	2		1	3	1				7
恩納村	6	4							10	3			2					5
読谷村	9	4	1						14	21	1	9	15	1	1			48
金武町	6	12	2		1				21	3	1		7		1			12
北谷町	17	11			6			1	35	8		2	6		1	1		18
嘉手納町	8	9							17	7			12	2				21
北中城村	9	18							27	5		1	7					13
中城村	18	3							21	9	1		6		1			17
<b>中部計</b>	<b>79</b>	<b>63</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>153</b>	<b>58</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>58</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>141</b>
西原町	18	26	1		3				48	14		5	13	1	2			35
与那原町	13	10						1	24	8		2	4	1	1			16
南風原町	46	6			1				53	15		2	7	1	1			26
久米島町	13	4							17	8		1	3					12
渡嘉敷村									0				1					1
渡名喜村	1	2							3	1								1
栗国村	2								2	1	1							2
座間味村		1							1	1								1
南大東村									0	7			1					8
北大東村									0									0
八重瀬町	24	17	1						42	15		4	7	1	1			28
<b>南部計</b>	<b>117</b>	<b>66</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>190</b>	<b>70</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>36</b>	<b>4</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>130</b>
多良間村	1								1									0
<b>宮古計</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
竹富町	2	1							3	8			2					10
与那国町	3	1							4									0
<b>八重山計</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10</b>
その他 援護課									0					5				5
<b>合計</b>	<b>1,031</b>	<b>895</b>	<b>35</b>	<b>0</b>	<b>61</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>14</b>	<b>2,036</b>	<b>738</b>	<b>50</b>	<b>170</b>	<b>443</b>	<b>52</b>	<b>74</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>1,532</b>

## 8 身体障害者手帳交付状況

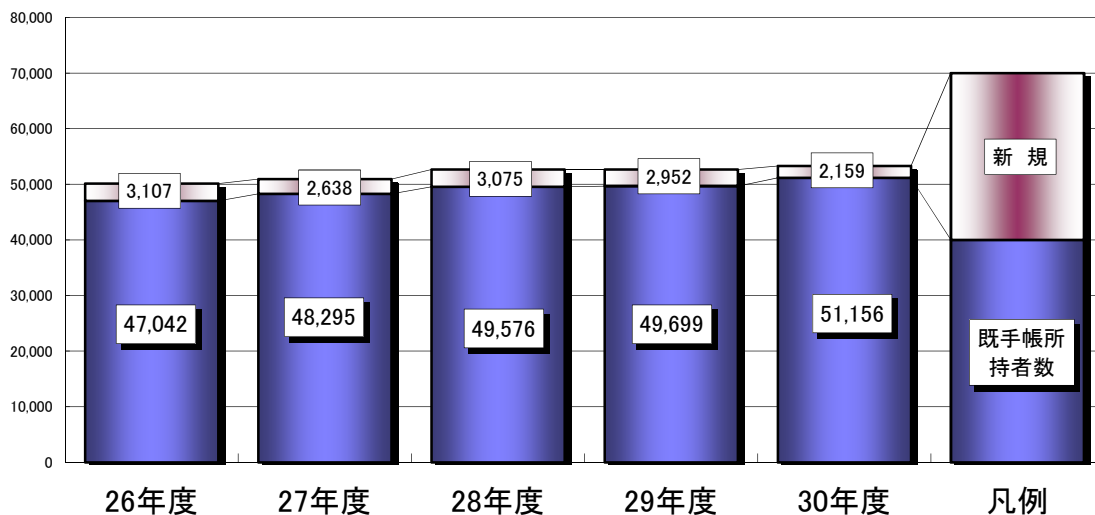
### 1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(件)

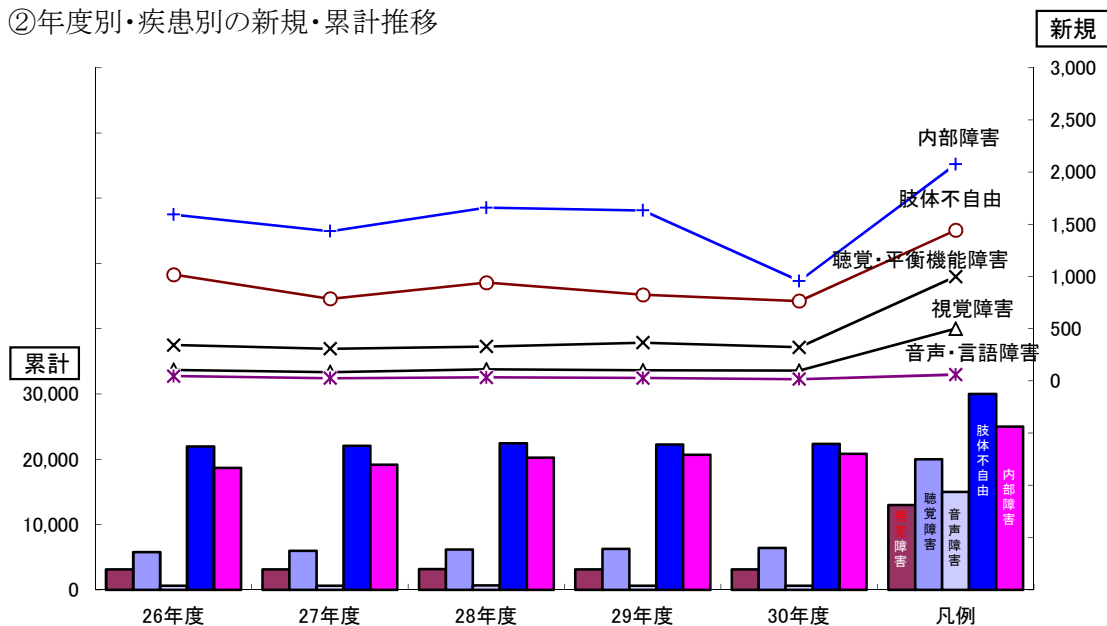
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
視覚障害	新規	106	84	111	101	98
	総数	3,104	3,122	3,164	3,115	3,138
聴覚・平衡機能障害	新規	344	308	330	367	322
	総数	5,776	5,955	6,156	6,250	6,403
音声・言語又・そしゃく機能の障害	新規	46	26	33	27	17
	総数	643	638	644	631	631
肢体不自由	新規	1,018	787	942	824	765
	総数	21,978	22,056	22,448	22,233	22,330
内部障害	新規	1,593	1,433	1,659	1,633	957
	総数	18,648	19,162	20,239	20,672	20,813
合 計	新規	3,107	2,638	3,075	2,952	2,159
	総数	50,149	50,933	52,651	52,651	53,315

※2つ以上の障害が重複する者については、主たる障害を計上している。

#### ①年度別の新規・累計推移



#### ②年度別・疾患別の新規・累計推移





2) 身体障害者手帳交付台帳登録数(平成30年度)

(人)

	総数		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
視覚障害	43	4	31	2	4	0	1	0	4	2	2	0	1	0
(再掲)糖尿病を主原因とするもの	3,095	94	1,412	20	872	37	174	5	158	5	327	22	152	5
聴覚・平衡機能障害	125	5	2	1	51	2	20	0	10	1	0	0	42	1
18歳未満	6,278	317	247	0	1,363	6	605	11	1,586	137	17	1	2,460	162
18歳以上	125	5	2	0	51	2	20	1	10	1	0	0	42	1
聴覚	6,251	314	247	0	1,359	6	592	9	1,586	137	7	0	2,460	162
18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳以上	27	3	0	0	4	0	13	2	0	0	10	1	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	6	0	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0
18歳未満	625	17	24	0	44	1	379	10	178	6	0	0	0	0
18歳以上	664	51	465	31	74	8	45	7	50	2	24	3	6	0
肢体不自由	21,666	714	5,897	274	5,948	179	3,368	97	3,454	85	1,898	38	1,101	41
18歳未満	115	10	57	3	29	5	19	1	5	0	4	1	1	0
18歳以上	11,808	433	3,991	239	3,866	129	1,622	27	1,058	7	712	14	559	17
18歳未満	77	12	29	4	10	1	14	3	13	2	9	2	2	0
18歳以上	7,942	223	1,030	21	1,518	24	1,502	56	2,351	78	1,012	20	529	24
18歳未満	8	2	4	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0
18歳以上	1,210	56	420	12	446	26	207	14	0	0	137	4	0	0
運動機能障害	464	27	375	24	33	1	10	2	32	0	11	0	3	0
18歳未満	706	2	456	2	118	0	37	0	45	0	37	0	13	0
18歳以上	87	2	71	2	8	0	4	0	3	0	1	0	0	0
(上肢機能)	331	2	235	2	33	0	24	0	18	0	16	0	5	0
(移動機能)	377	25	304	22	25	1	6	2	29	0	10	0	3	0
18歳未満	375	0	221	0	85	0	13	0	27	0	21	0	8	0
18歳以上	219	12	127	8	2	0	67	2	23	2	0	0	0	0
内部障害	20,594	945	10,003	614	361	12	5,097	134	5,133	185	0	0	0	0
18歳未満	143	4	78	3	1	0	52	1	12	0	0	0	3	0
18歳以上	14,299	458	6,149	408	191	1	4,273	29	3,686	20	0	0	0	0
心臓機能障害	16	1	15	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
じん臓機能障害	3,994	266	3,470	182	44	1	380	72	100	11	0	0	0	0
呼吸器機能障害	21	3	17	2	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0
ぼうこう・直腸機能障害	619	47	250	13	17	0	268	23	84	11	0	0	0	0
18歳未満	21	1	1	0	0	0	12	0	8	1	0	0	0	0
18歳以上	1,298	138	7	0	7	0	119	8	1,165	130	0	0	0	0
小腸機能障害	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳以上	27	0	9	0	0	0	1	0	17	0	0	0	0	0
免疫機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18歳未満	257	19	42	1	87	6	53	2	75	10	0	0	0	0
18歳以上	17	3	16	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
肝臓機能障害	100	17	76	10	15	4	3	0	6	3	0	0	0	0
18歳未満	1,057	72	625	41	133	10	133	10	91	7	26	3	49	1
18歳以上	52,258	2,087	17,583	908	8,588	235	9,623	257	10,509	418	2,242	61	3,713	208
合計	53,315	2,159	18,208	949	8,721	245	9,756	267	10,600	425	2,268	64	3,762	209
交付台帳搭載者数合計														

3) 市町村別身体障害者手帳所持数

(人)

番号	障害保健福祉圏域	市町村名	人口	視覚障害		聴覚・平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由(上・下・体)		内部障害(心・腎・呼・勝・直・小・免・肝)		合計
				18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
1	北部圏域	名護市	62,063	3	151	9	223	1	35	30	1,239	10	968	2,669
2		国頭村	4,607		21		35		2	5	123	2	87	275
3		大宜味村	2,935		17		29		5	1	83		71	206
4		東村	1,625		5		13		1		44		54	117
5		今帰仁村	9,285		36	1	51		5	5	235	3	209	545
6		本部町	13,133		73		106		18	7	342	1	266	813
7		伊江村	4,122		17		18		3		159	1	117	315
8		伊平屋村	1,167		9		21		1	1	41		43	116
9		伊是名村	1,400		7		26		2		53		39	127
小計			100,337	3	336	10	522	1	72	49	2,319	17	1,854	5,183
10	中部圏域	宜野湾市	97,274	2	180	11	405		49	69	1,550	16	1,933	4,215
11		沖縄市	141,085	4	345	16	779	1	73	99	2,809	35	2,789	6,950
12		うるま市	120,940	5	343	12	809		70	63	2,307	24	2,554	6,187
13		恩納村	10,748	2	34	2	44		4	3	180	2	169	440
14		宜野座村	5,747	1	18		33		4	5	104		116	281
15		金武町	11,293	1	38	1	66		4	8	230	8	223	579
16		読谷村	39,469		91	5	210		18	22	704	4	698	1,752
17		嘉手納町	13,503		47	1	66		6	10	308	2	255	695
18		北谷町	28,226	3	44	10	91		11	10	453	6	428	1,056
19		北中城村	16,569	1	38	2	85		7	6	299	3	268	709
20		中城村	21,183		47	2	105	1	7	15	345	3	355	880
小計			506,037	19	1,225	62	2,693	2	253	310	9,289	103	9,788	23,744
21	南部圏域	那覇市*	316,971	12	1,057	24	1,925	4	216	169	7,575	57	8,573	19,612
22		糸満市	59,915	7	148	9	301		37	39	1,211	10	972	2,734
23		浦添市	114,254	2	256	16	516	1	50	65	1,902	21	2,325	5,154
24		豊見城市	63,051	2	124	7	187	1	23	32	885	18	898	2,177
25		南城市	43,335	2	107	5	276		25	28	830	6	755	2,034
26		西原町	34,350		70	2	154		14	22	548	5	507	1,322
27		与那原町	19,390	1	41	1	91		12	14	327	2	329	818
28		南風原町	39,512	2	123	4	159		13	31	588	12	618	1,550
29		八重瀬町	30,407	2	88		151		16	17	500	11	472	1,257
30		渡嘉敷村	732		4		7		1	1	21		20	54
31		座間味村	860		1		13				22	1	25	62
32		粟国村	702		11		21		1		40	1	27	101
33		渡名喜村	394		1		4		2		43		18	68
34		南大東村	1,277		2		10		2		32		22	68
35		北大東村	598		1		4			1	8		14	28
36		久米島町	7,246		53	1	124		7	5	286	1	213	690
小計			732,994	30	2,087	69	3,943	6	419	424	14,818	145	15,788	37,729
37	宮古圏域	宮古島市	51,392	1	276	6	509	1	42	27	1,312	7	769	2,950
38		多良間村	1,151				13				28		25	66
小計			52,543	1	276	6	522	1	42	27	1,340	7	794	3,016
39	八重山圏域	石垣市	47,122	2	191	1	452		45	22	1,306	4	848	2,871
40		竹富町	3,968		21	1	53		4	1	112		43	235
41		与那国町	2,012		16		15		6		57		52	146
小計			53,102	2	228	2	520	0	55	23	1,475	4	943	3,252
認定等級不明							3							3
総合計			1,445,013	55	4,152	149	8,203	10	841	833	29,241	276	29,167	72,927

※人口は沖縄県企画部統計課 人口社会統計班の調査結果を参考。(2019年4月現在)  
 ※那覇市については、中核市移行に伴いH25年度より市で手帳交付事務を行っている。

## 9. 巡回相談実施状況

### 1) 市町村別巡回相談実施状況

30年度実施日	市町村名	科目別			判定結果									
		整形(リハ)	耳鼻科	計 (人)	手帳						補装具		医療相談等 (その他)	計 (件)
					新規		障害名追加		等級変更					
該	非	該	非	該	非	該	非	該	非	該	非			
7月17日～18日	伊是名村	6	11	17	1	9			1	1	1		14	27
8月14日～15日	伊平屋村	11	7	18	2	7				3	3	7	14	36
10月30日～31日	南大東村	8	9	17	2	9			2		2	5	8	28
12月11日～12日	竹富町	8	6	14		3			1	3	1	6	10	24
合計		33	33	66	5	28	0	0	4	7	7	18	46	115

## 10. 在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況

医療機関等の指導を受けることが困難な在宅の重度身体障害者に対して、整形外科(リハビリ)医、身体障害者福祉司、理学療法士、作業療法士等を派遣し、医学的判定及び更生に必要な相談に応ずることによって身体障害者の自立を支援する。また、介護者の負担を軽減することによって在宅重度身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成30年度は要望がなく、実施していない。

## 11. 補助犬給付事業

### 1) 概要

平成14年の身体障害者補助犬法の施行により、盲導犬(視覚障害者向け)、聴導犬(聴覚障害者向け)及び介助犬(肢体不自由者向け)について身体障害者補助犬として規定された。この法律により、訓練施設にて訓練を受け、認定機関における認定試験に合格した犬については「身体障害者補助犬」として身体障害者と共に公共施設や交通機関、デパートやレストラン、ホテル等に同伴することが出来るようになった。

沖縄県においては、平成3年より盲導犬給付事業を開始(平成16年度より身体障害者補助犬給付事業の名称に変更)しており、これまでに8頭の盲導犬、1頭の聴導犬、1頭の介助犬を育成・給付してきた。

### 2) 補助犬の状況について

#### 稼働頭数:

本県では、平成31年3月1日現在、盲導犬7頭、聴導犬1頭、介助犬1頭の合計9頭が稼働している。

#### 訓練事業者数:

全国では、盲導犬16事業者(平成31年1月9日現在)、聴導犬21事業者、介助犬26事業者(平成31年1月1日現在)の合計63事業者が訓練を実施している。

## 12. 市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況

### 1) 研修会

従前から市町村の身体障害者福祉事務を担当する職員等を対象に、「自立支援医療(更生医療)支給事務」、「補装具交付事務」、「補装具種類の説明」の研修会を実施してきたところであるが、平成17年度から身体障害者手帳交付事務が本庁障害保健福祉課より当所に移譲されたことにより、「身体障害者手帳交付事務」も追加し、研修会を実施している。

実施日	研修会名・会場	参加者数
平成30年5月30日	平成30年度 市町村身体障害者福祉業務担当者研修会 会場：沖縄県総合福祉センター	36 市町村 計 73名

### 2) 実地調査

補装具判定において重度障害者意思伝達装置や特例補装具など再調査を要する相談に対し、理学療法士、作業療法士を中心に実地調査を行っている。

補装具を使用する身体障害者の生活の場で調査・評価することで、個人に適した補装具の選定、または生活のアドバイスなど、必要に応じたサービスを提供することを目的としている。

平成26年度実績 39件 【実地調査(20)、宮古(11)・八重山(8)】  
平成27年度実績 30件 【実地調査(17)、宮古(7)・八重山(6)】  
平成28年度実績 13件 【実地調査(10)、八重山(3)】  
平成29年度実績 7件 【実地調査(5)、八重山(2)】  
平成30年度実績 2件 【実地調査(2)】

## 第3章 知的障害者更生相談所

### 1. 名称及び所在地

名 称	沖縄県知的障害者更生相談所(沖縄県身体障害者更生相談所に附置)
所 在 地	〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-385-1
電 話 番 号 等	TEL:098-886-2115 FAX:098-886-7990

### 2. 組 織

昭和47年5月15日、本土復帰の際、沖縄県身体障害者更生相談所から沖縄県中央児童相談所の業務として移管された。組織規則上は、昭和49年3月沖縄県行政組織規則の一部改正により、中央児童相談所に附置。

平成14年4月1日からは、身体障害者更生相談所に附置されている。

### 3. 相談業務の内容

知的障害者更生相談所の業務内容については、知的障害者福祉法第12条に次のように規定されている。

ア) 市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他、必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

イ) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ウ) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。

エ) 障害者総合支援法に基づき、市町村が介護給付費等の支給要否決定を行うに当たって、市町村の求めに応じて意見を述べること並びに技術的事項について協力・援助すること。

#### 相談日及び判定日…相談は随時受け

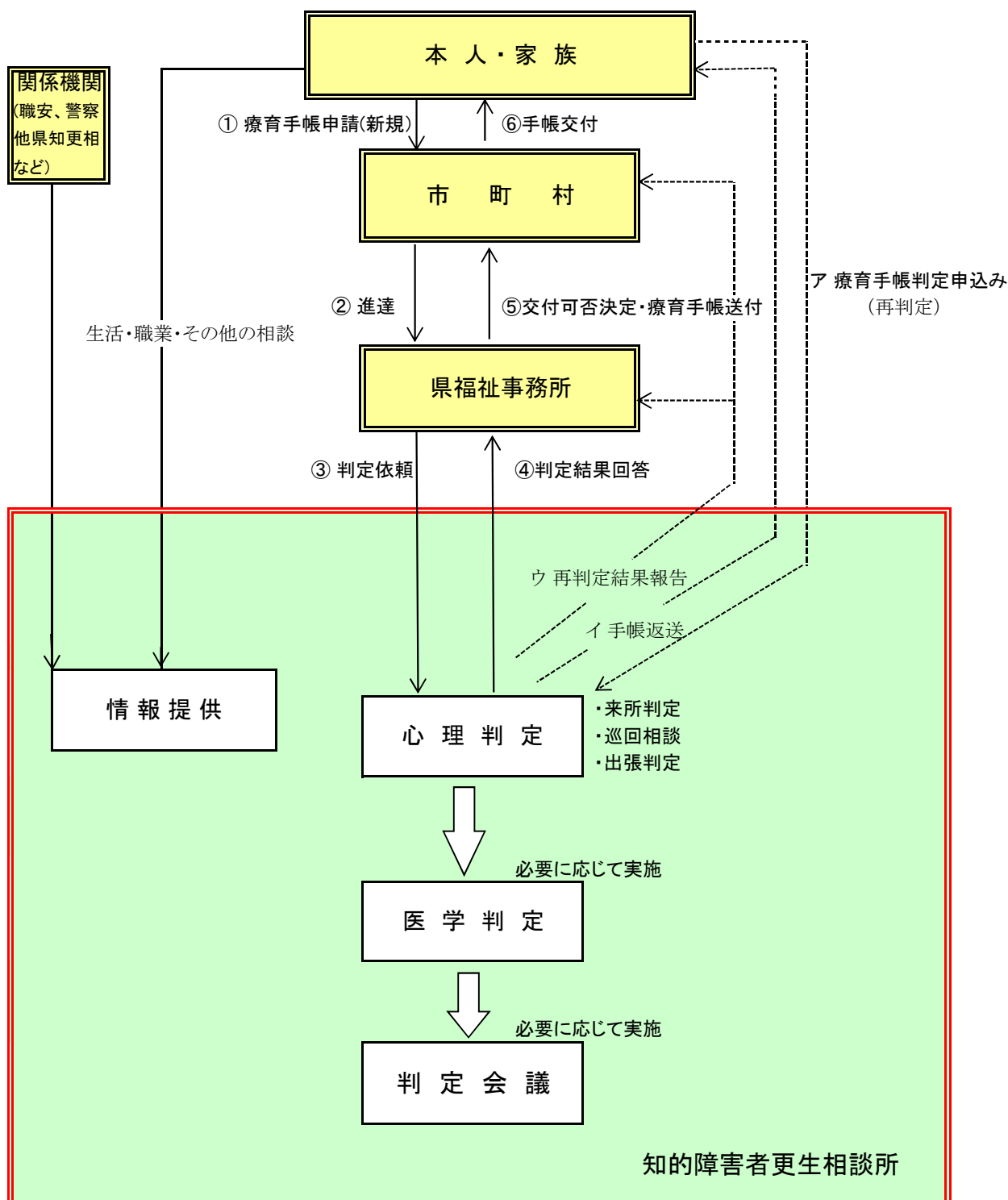
判 定	時 期	内 容
心 理 判 定	随 時	療育手帳判定のための検査等
医 学 判 定	月2回	療育手帳新規申請者等必要のある方のみ実施

#### 【主な相談内容】

項 目	主 な 内 容
療 育 手 帳	療育手帳に関する相談
職 業	就労についての相談や、職業安定所等への情報提供等
生 活	日常生活の悩み等に関する相談
そ の 他	検査結果の発行等、上記のいずれにも該当しない相談

#### 4. 業務の実施体系

##### 1) 相談・判定業務の流れ



## 5. 相談・判定状況

### 年度別相談内容・判定内容別件数

年度区分	内容	取扱い実人員	相談内容								計	判定内容					判定書交付数	
			施設 (入所・通所)	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他		医学判定	心理判定	職能判定	療育手帳	その他		計
平成26年度	来所	876	0	0	154	0	0	0	526	196	876	106	499	0	(499)	0	605	848
	巡回	218	0	0	0	0	0	0	218	0	218	30	248	0	(248)	0	278	248
	計	1,094	0	0	154	0	0	0	744	196	1,094	136	747	0	(747)	0	883	1,096
平成27年度	来所	832	0	0	156	0	0	0	512	164	832	95	417	0	(417)	1	513	738
	巡回	248	0	0	0	0	0	0	248	0	248	35	239	0	(239)	0	274	239
	計	1,080	0	0	156	0	0	0	760	164	1,080	130	656	0	(656)	1	787	977
平成28年度	来所	866	0	0	160	0	0	0	518	188	866	101	482	0	(525)	43	626	830
	巡回	272	0	0	0	0	0	0	272	0	272	52	227	0	(250)	23	302	227
	計	1,138	0	0	160	0	0	0	790	188	1,138	153	709	0	(775)	66	928	1,057
平成29年度	来所	811	0	0	119	0	0	0	541	151	811	85	432	0	(555)	123	640	702
	巡回	305	0	0	0	0	0	0	305	0	305	37	215	0	(300)	85	337	215
	計	1,116	0	0	119	0	0	0	846	151	1,116	122	647	0	(855)	208	977	917
平成30年度	来所	914	0	0	117	0	0	0	659	138	914	83	470	0	(629)	159	712	723
	巡回	225	0	0	0	0	0	0	225	0	225	27	173	0	(204)	31	231	175
	計	1,139	0	0	117	0	0	0	884	138	1,139	110	643	0	(833)	190	943	898

\*療育手帳は、心理判定にも含まれているため( )とし、計には含まない。

\*「相談内容・その他」には、年金・捜査・転居に関する情報提供依頼を計上した。

\*「判定内容・その他」には、療育手帳判定取扱いの見直しによる療育手帳の書換えによる判定を計上した。

\*療育手帳新規判定については、医学判定も実施している。

### 相談内容別受付及び処理状況(平成30年度)

相談別 区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活等	教育	療育手帳	その他	計
前年度までの未処理分	0	0	0	0	0	0	157	0	157
受付件数	0	0	117	0	0	0	884	138	1,139
要処理件数	0	0	117	0	0	0	1,041	138	1,296
処理件数	0	0	117	0	0	0	849	138	1,104
未処理件数	0	0	0	0	0	0	192	0	192

\*「療育手帳・処理件数」は「判定件数833件」に「取下げ件数16件」を加算した。

市町村別・相談別受付の状況

区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
名護市			7				40	8	55	宮古島市			2				24	1	27
国頭村			2				4		6	多良間村							1		1
大宜味村			1				1	1	3	宮古計	0	0	2	0	0	0	25	1	28
東村									0	石垣市			5				36	12	53
今帰仁村			5				9	2	16	竹富町							2	1	3
本部町			1				15	2	18	与那国町									0
伊江村							2	1	3	八重山計	0	0	5	0	0	0	38	13	56
伊平屋村							1		1	宜野湾市			4				43	8	55
伊是名村							1		1	沖縄市			8				88	8	104
北部計	0	0	16	0	0	0	73	14	103	うるま市			6				77	10	93
那覇市			33				206	26	265	恩納村			3				3	1	7
糸満市			6				38	5	49	宜野座村							5		5
浦添市			8				54	4	66	金武町			1				9		10
豊見城市			6				28	5	39	読谷村			4				18	4	26
南城市			3				30	4	37	嘉手納町			2				13		15
西原町			1				28	2	31	北谷町							14		14
与那原町			4				14	3	21	北中城村							12	3	15
南風原町			2				18		20	中城村							8	5	13
八重瀬町			2				21	1	24	中部計	0	0	28	0	0	0	290	39	357
渡嘉敷村							1		1	県外	0	0	1	0	0	0	0	20	21
座間味村									0	不明	0	0	0	0	0	0	0		0
栗国村							5	1	6	合計	0	0	117	0	0	0	884	138	1,139
渡名喜村							1		1										
南大東村							1		1										
北大東村									0										
久米島町							13		13										
南部計	0	0	65	0	0	0	458	51	574										

\*「その他」に、個人情報提供、捜査・転居等に関する情報提供を計上した。

相談内容別判定処理件数

	医学判定		心理判定		計	職安への 情報提供	本人・保護 者等への 情報提供	その他の 情報提供	その他の相 談
	療育手帳等	その他	療育手帳等	その他					
来所	83	0	629	0	712				
巡回 (出張含む)	27	0	204	0	231	117	90	48	0
計	110	0	833	0	943				



### 巡回相談(療育手帳判定)の実施状況

内容 地区	相談件数	判定件数
八重山	33	20
久米島	8	8
宮古	24	17
北部	34	29
中部	82	71
合計	181	145

### 出張判定(療育手帳判定)の実施状況

内容 出張先	判定件数
障害者支援施設等	40
医療機関	4
家庭訪問	3
粟国村	5
石垣市	7
合計	59

### 巡回相談実績

実施月日	実施地域	スタッフ
平成30年4月27日	中部地区①	心理判定員2名/知的障害者福祉司
5月18日	中部地区②	心理判定員3名/知的障害者福祉司
6月29日	北部地区①	心理判定員3名/知的障害者福祉司
7月26日	中部地区③	心理判定員3名/知的障害者福祉司
8月16日～17日	八重山地区	心理判定員2名
9月7日	中部地区④	心理判定員3名/知的障害者福祉司
10月11日～12日	宮古地区	心理判定員2名/知的障害者福祉司
11月22日	中部地区⑤	心理判定員3名/知的障害者福祉司
12月7日	北部地区②	心理判定員3名/知的障害者福祉司
12月20日～21日	久米島地区	心理判定員1名
平成31年1月18日	中部地区⑥	心理判定員3名/知的障害者福祉司
2月22日	北部地区③	心理判定員1名

---

---

令和元年度

事業概要

発行

令和元年7月

沖縄県身体障害者更生相談所

〒903-0804

沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1

電話 (098)886-2241

---

---